

「不利益処分」基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	一般廃棄物処理施設の設置の許可の停止命令、改善命令	
根拠法令・条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2	
所管課	環境事業部 資源循環推進課	
処分基準	・ 設 定 ・ 設定できない ・ 基準を公開できない 「堺市一般廃棄物処理施設許可に係る不利益処分基準」（別紙）	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・ 聴 聞 ・ 弁 明
	（聴聞又は弁明の 手続を省略する場合の 根拠条項等）	生活環境の保全上、緊急を要する場合には、弁明の機会を待つ猶予がない場合がある。
	個別法により聴聞 又は弁明の手続の適用が除外される 場合の根拠法令及び条項	

堺市一般廃棄物処理施設許可に係る不利益処分基準

(目的)

第1条 この基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)に基づき、法第8条第1項又は第9条第1項の許可を受けた一般廃棄物処理施設設置者及び法第15条の2の5の届出を行った産業廃棄物処理施設設置者(以下「施設設置者」という。)に対して行う不利益処分の実施に関して必要な事項を定めることにより、法の目的の実現並びに不利益処分における公正の確保及び透明性の向上を図ることを目的とする。

(不利益処分の定義)

第2条 この基準において「不利益処分」とは、施設設置者に対して行う法第9条の2の規定に基づく施設改善命令又は施設の使用停止命令、法第9条の2の2の規定に基づく許可の取消し、法第19条の3の規定に基づく改善命令又は法第19条の4の規定に基づく措置命令とする。

(対象)

第3条 市長は、施設設置者が法若しくは法に基づく処分に違反する行為(以下「違反行為」という。)をしたときにおいて、行政指導等では法の目的の達成が困難と認めるときは、この基準に基づき当該施設設置者に対して不利益処分を行う。

(対象範囲)

第4条 市長が行う不利益処分は、本市の区域内で行われた違反行為を対象とする。

(聴聞又は弁明の機会の付与)

第5条 不利益処分を行おうとする場合の聴聞又は弁明の機会の付与の手続きについては、行政手続法(平成5年法律第88号)及び堺市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年規則第48号)の定めるところによるものとする。

(不利益処分の基準)

第6条 市長は、施設設置者が別表に掲げる条項に該当する場合は、それぞれの区分に応じて処分を行うものとする。

- 2 使用停止命令は、一般廃棄物処理施設の許可に係る施設の全部を対象として行うものとする。ただし、施設の一部の使用停止命令によりその目的が達成できる場合は、この限りでない。
- 3 市長は、第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消すことができる。
 - (1) 市長から10日以上の使用停止命令を受けた者が、その処分の日から5年以内に、当該処分の対象となった違反行為と同程度以上の違反行為をしたとき。
 - (2) 違反行為が特に悪質と認められるとき、又は周辺的生活環境の保全上重大な支障をきたすと認められるとき。

(措置命令)

第7条 措置命令は、法に基づく処理基準に適合しない処理をした者に対して優先して行うものとする。

(不利益処分 of 加重)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、別表に掲げる当該停止日数を加重の限度として、使用停止命令の日数を加重することができる。

- (1) 不利益処分の対象者が使用停止命令等の処分を受けた日から5年以内に再び使用停止命令に該当する違反行為を行ったとき。
- (2) 生活環境の保全上重大な支障が生じたとき、又は重大な支障が生じるおそれがあるとき。
- (3) 違反行為が特に悪質又は社会的影響が大きいと認められるとき。

(不利益処分の減軽)

第9条 市長は、不利益処分の対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、別表に掲げる当該停止日数の半数を限度として、使用停止命令の日数を減軽することができる。

- (1) 改しゅんの情が著しく、かつ、違反行為について自主的に改善する等、情状酌量の余地があると認められるとき。
- (2) その他減軽するに足りる相当の理由が認められるとき。

(複数の違反行為)

第10条 使用停止命令に該当する違反行為が複数ある場合は、そのうち最も重い違反行為について、不利益処分を行うものとする。

(委任)

第11条 この基準の施行について必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

別表

違反行為等の種類		処分の基準
措置命令違反	(法第25条第1項第5号)	許可取消し
施設無許可設置	(同項第8号)	
不正手段による施設設置許可取得	(同項第9号)	
施設無許可変更	(同項第10号)	
不正手段による施設変更許可取得	(同項第11号)	
施設改善命令・使用停止命令違反、改善命令違反	(法第26条第2号)	
施設無許可譲受け・無許可借受け	(同条第3号)	停止60日
施設使用前検査受検義務違反	(法第29条第2号)	
施設変更届出・施設相続届出義務違反、虚偽届出	(法第30条第2号)	
定期検査拒否・妨害・忌避	(同条第3号)	
維持管理事項記録義務違反・虚偽記載・備付け義務違反	(同条第4号)	
報告拒否、虚偽報告	(同条第7号)	
立入検査拒否・収去拒否・妨害・忌避	(同条第8号)	停止30日
技術管理者設置義務違反	(同条第9号)	
事故時応急措置命令違反	(法第29条第7号)	
その他の違反行為		
法第9条の2第1号、同条第2号、第9条の2の2第2項		
法第9条の2第4号		
		応急措置に必要な期間の停止
		停止10日
		改善に必要な期間の停止又は許可取消し（改善が不可能な場合）
		停止30日